

横須賀三浦ブロック

(横須賀市・三浦市)

第三期 ごみ処理広域化実施計画

令和3年(2021年)3月

横須賀市・三浦市

目次

第1章 実施計画改定の趣旨

第1節 実施計画改定の背景	1
第2節 実施計画改定の必要性、目的	1
第3節 実施計画の位置付け	2
第4節 実施計画の期間	2

第2章 構成市の地域特性

第1節 横須賀市、三浦市の地域特性	3
第2節 人口	4
第3節 土地利用状況	6

第3章 広域化の基本方針

第1節 ごみ排出抑制方針	7
第2節 リサイクルの方針	9
第3節 収集運搬の方針	9
第4節 余熱利用等の方針	9

第4章 計画の推進方策

第1節 費用負担	10
第2節 推進、協力体制	10
第3節 計画の進行管理、見直し	11

第5章 資源化の計画

第1節 広域処理の資源化	12
--------------	----

第6章 収集運搬計画

第1節 広域処理における収集、運搬	14
-------------------	----

第7章 中間処理・最終処分の計画

第1節 広域処理における中間処理、最終処分	15
-----------------------	----

第8章 施設の配置

第1節 広域処理における施設の配置	19
-------------------	----

第1章 実施計画改訂の趣旨

第1節 実施計画改訂の背景

横須賀市、三浦市では平成20年12月1日に、ごみ処理の広域体制や負担方法などについて基本合意をするに至りました。その基本合意書に基づき、平成21年3月に横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しました。さらに平成21年4月1日には横須賀市、三浦市間で相互に「ごみ処理施設建設に関する事務の委託に関する規約」並びに「委託協議書」を締結しました。

このような背景から、両市は基本計画に基づき、2市によるごみ処理広域化を推進するため、平成21年5月に横須賀市三浦市ごみ処理広域化実施計画（以下「実施計画」という。）を策定しました。

令和元年10月には運営に関する事務委託の規約、協議書を締結し、令和2年3月には横須賀市の横須賀ごみ処理施設エコミルと三浦市の最終処分場が稼働しました。

これにより、両市におけるごみ処理の広域化がスタートしましたので、実施計画の一部見直しを行いました。

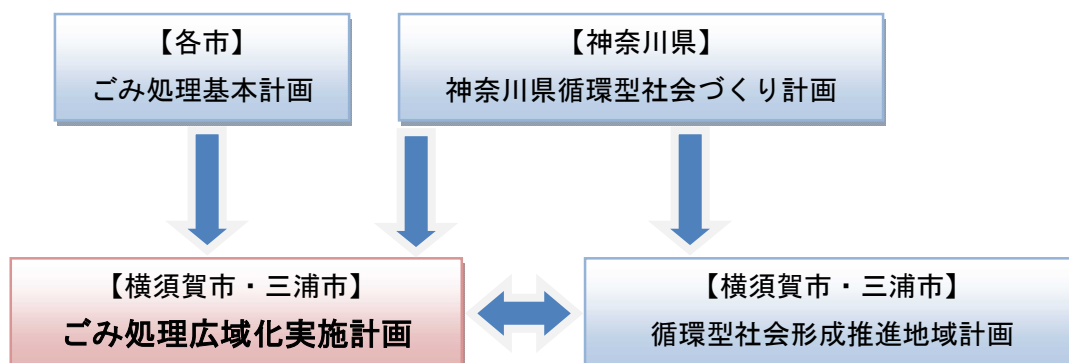
第2節 実施計画改訂の必要性、目的

横須賀市、三浦市の広域によるごみ処理がスタートしたことを受け、改めて廃棄物処理の動向に対応するとともに、両市のごみ処理の現状と課題や広域処理施設の整備状況を踏まえ、環境負荷の低減、資源化の推進及び適正処理の推進を原則とし、財政負担にも配慮した効率的で効果的な処理システムの構築を図りながら、ごみ処理広域化を共同で推進するため、現状に則したものとすることを目的とします。

第3節 実施計画の位置付け

実施計画は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）との整合を図りながら策定しました。

図1 実施計画の位置付け



第4節 実施計画の期間

実施計画は、令和3年から令和11年度の9年間とします。

これまでの実施計画は、第1期が平成21年度から29年度までの9か年、第2期は平成30年度から令和2年度の3か年の計画となっていました。

第2章 構成市の地域特性

第1節 横須賀市、三浦市の地域特性

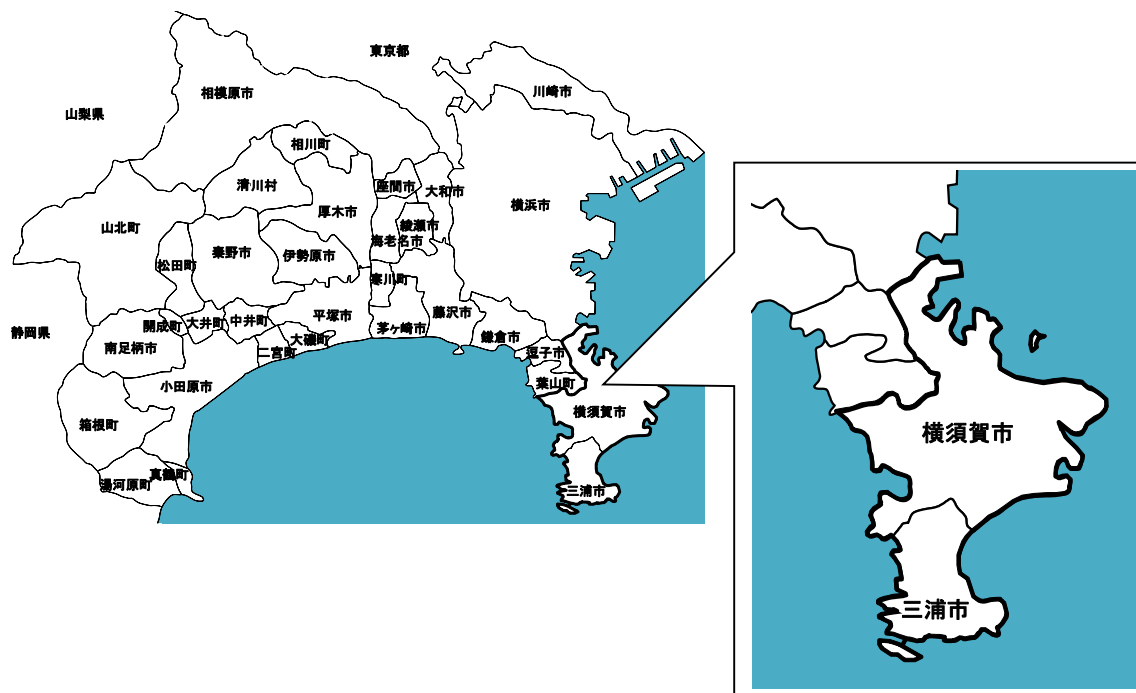
横須賀市、三浦市で構成する横須賀・三浦地域は、三浦半島に位置し、三方を海に囲まれ、自然豊かな環境を有しています。総面積は 132.27 km² で、神奈川県 全域の 5.5% を占めています。横須賀市、三浦市の面積及び人口を表 1 に、位置を図 2 に示します。

構成市町名	横須賀市、三浦市
面積	132.27 km ²
人口	448,381 人 (令和2年10月1日現在)

表 1 横須賀市、三浦市の面積、人口

市町名	横須賀市	三浦市	計
面積 (km ²)	100.83	31.44	132.27
人口 (人)	397,846	41,797	439,643

図 2 横須賀市、三浦市の位置



第2節 人口

1 人口動態

横須賀市、三浦市の令和2年10月1日現在における人口は、439,643人となっています。人口動態を見ますと、令和2年度において平成18年度に対し、人口は7.0%減となっています。構成市別に見ますと、横須賀市の人口は約6.0%減、三浦市の人口は15.8%減となっています。また、令和2年10月1日現在の人口比率は、横須賀市が90.5%を占め、三浦市が9.5%を占めています。これを表2に示します。

表2 横須賀市、三浦市の人口動態

(単位:人)

区分 \ 年度	横須賀市	三浦市	2市
平成18年度	423,151	49,646	472,797
平成19年度	422,040	49,422	471,462
平成20年度	420,719	49,014	469,733
平成21年度	419,838	48,671	468,509
平成22年度	418,325	48,352	466,677
平成23年度	416,252	47,880	464,132
平成24年度	413,302	47,141	460,443
平成25年度	410,090	46,440	456,530
平成26年度	407,240	45,748	452,988
平成27年度	406,586	45,289	451,875
平成28年度	403,730	44,651	448,381
平成29年度	409,478	43,877	453,355
平成30年度	406,003	43,163	449,166
令和元年度	401,977	42,488	444,465
令和2年度	397,846	41,797	439,643

(各年10月1日人口)

2 産業の現状

横須賀市、三浦市の平成 28 年度現在における事業所数は 14,640、従業者数は 133,873 人となっています。産業別では、横須賀市は第 3 次産業が多く、事業所が 85.3%、従業者数が 81.4%となっています。三浦市も、第 3 次産業が多く、事業所が 84.1%、従業者数が 88.4%となっています。

表 3 横須賀市、三浦市の産業別事業所数・従業者数

市	産業区分	産業大分類	事業所数	従業者数(人)
横須賀市	総数		12,816	120,811
	第 1 次産業	農林漁業	21	269
	第 2 次産業	建設業	1,378	7,991
		製造業	487	14,213
	第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	11	378
		運輸・通信業	301	6,572
		卸売・小売業・宿泊業・飲食店	5,042	39,392
		金融・保険業	207	2,985
		不動産業	996	3,093
サービス業 他		4,373	45,918	
三浦市	総数		1,824	13,062
	第 1 次産業	農林漁業	11	99
	第 2 次産業	建設業	186	735
		製造業	92	675
	第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1	6
		運輸・通信業	39	685
		卸売・小売業・宿泊業・飲食店	808	5,675
		金融・保険業	19	351
		不動産業	109	379
サービス業 他		559	4,457	
2市合計	総数		14,640	133,873
	第 1 次産業	農林漁業	32	368
	第 2 次産業	建設業	1,564	8,726
		製造業	579	14,888
	第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	12	384
		運輸・通信業	340	7,257
		卸売・小売業・宿泊業・飲食店	5,850	45,067
		金融・保険業	226	3,336
		不動産業	1,105	3,472
サービス業 他		4,932	50,375	

出典 : 県勢要覧 2019

(平成 28 年 6 月 1 日現在) 経済センサス活動調査結果

第3節 土地利用状況

1 用途地域指定状況

本地域における用途地域の指定状況を表4に示します。

表4 用途地域指定状況

横須賀市	面積 (ha)	構成比 (%)
総面積	10,083	100
市街化区域	6,627	65.7
第一種低層住居専用地域	1,740	26.3
第二種低層住居専用地域	11	0.2
第一種中高層住居専用地域	1,968	29.7
第二種中高層住居専用地域	60	0.9
第一種住居地域	741	11.2
第二種住居地域	106	1.6
近隣商業地域	180	2.7
商業地域	160	2.4
準工業地域	713	10.7
工業地域	457	6.9
工業専用地域	491	7.4
市街化調整区域	3,456	34.3

(令和3年2月25日現在)

三浦市	面積 (ha)	構成比 (%)
総面積	3,144	100
市街化区域	729	23.2
第一種低層住居専用地域	186	5.9
第二種低層住居専用地域	0	0.0
第一種中高層住居専用地域	109	3.5
第二種中高層住居専用地域	0	0.0
第一種住居地域	245	7.8
第二種住居地域	79	2.5
近隣商業地域	34	1.1
商業地域	19	0.6
準工業地域	38	1.2
工業地域	19	0.6
工業専用地域	0	0.0
市街化調整区域	2,415	76.8

(平成28年11月1日現在)

第3章 広域化の基本方針

第1節 ごみ排出抑制方針

1 発生抑制

ごみ処理広域化を推進する中においても、市民と事業者は、ごみの発生抑制、排出抑制及び分別排出の徹底という大切な役割を担います。それぞれの内容は次のとおりです。

(1) 市民の役割

マイバッグの利用、過剰包装は断る、使い捨て商品の使用自粛などです。また、食品の購入にあたっては、賞味期限、消費期限を正しく理解し、計画的な買い物や調理の工夫などにより、食品ロスの削減に努めることです。

(2) 事業者の役割

マイバッグ運動の推進、レジ袋の有料化、簡易包装の推進、物流における梱包材の簡素化、使い捨て商品の販売自粛、詰め替え商品の拡大、廃棄後の資源化を想定した製品づくりなどです。

特に製造、販売業者の連携による余剰食品の減少、外食産業における食べ残し対策など、食品廃棄量の抑制に努めることです。

2 排出抑制

(1) 市民の役割

再使用の推進、集団資源回収への協力、生ごみの減量化（水切りの徹底、生ごみ処理機器の利用）、再生品の使用促進などです。

(2) 事業者の役割

資源ごみのリサイクル、生ごみの減量化・資源化、再生品の使用促進などです。

3 分別排出

市民と事業者は、各市が定める分別区分に従って適切な分別排出を行います。

4 具体的な施策内容

(1) 減量化、資源化の普及啓発

排出抑制や資源化を推進していくため、市民、事業者への排出抑制や資源化の意識向上を図ることから、ごみ問題や減量化、資源化に関する広報紙やホームページへの掲載や地域住民等のイベント活動を通じ、減量化、

資源化の普及啓発をさらに推進しごみの発生抑制を進めます。

マイバッグ運動やレジ袋対策の普及啓発においては、容器包装廃棄物、さらには廃棄物全体の減量化が期待できるため、今後とも市民に対する呼びかけをさらに充実させていき、ごみの減量化、資源化の普及啓発を図ります。

(2) 減量化、資源化活動への助成

ごみの減量化、資源化の活動に対する集団資源回収や生ごみ処理機器購入への助成を行い、減量化、資源化を推進します。

(3) 環境教育

環境教育の一環として、新型コロナウイルス等感染症への対策を講じた上で、小学生等を対象とした施設見学会等の実施や環境に関する講演会等の事業を推進し、ごみ減量化、資源化に関する環境教育に努めます。

また、市民にごみの減量化、資源化の大切さを理解してもらうため、廃棄物処理施設の見学や環境に関する講演会、展示会等の事業を推進しごみ減量化、資源化に関する環境教育に努めます。

(4) 有料化

ごみの有料化については、発生抑制や排出抑制につながり、ごみの減量化が期待できると考えられることから、横須賀・三浦地域において、減量化の効果、減量化の継続性、費用負担の公平性、不法投棄防止対策などについて調査研究し、近隣他都市の状況を参考にしながら検討します。

第2節 リサイクルの方針

1 資源化の推進

各市は、従来どおり資源ごみとして排出された紙類、繊維類、容器包装プラスチック類、缶・びん類を選別、圧縮などの処理を行い資源化します。

また、使用済小型家電やインクカートリッジ、蛍光管類の資源化を実施しています。

2 植木剪定枝の資源化

植木剪定枝は、広域処理の対象からは除き、各市の対応により資源化します。

横須賀市は事業系剪定枝（草を含む）の資源化を令和2年度から実施しています。

3 不燃ごみ中の金属類の資源化

不燃ごみ及び不燃性粗大ごみを破碎し、金属類を選別して資源化します。

第3節 収集運搬の方針

1 広域処理対象ごみの収集、運搬

各市は、各家庭から分別排出されたごみを収集し、市内の中継施設または横須賀ごみ処理施設エコミルへ運搬します。

中継施設に集められたごみは原則として大型車に積み替え、横須賀ごみ処理施設エコミルへ運搬します。

2 収集運搬の対応

収集運搬については、収集運搬ルートの分散計画及び車両交通のピークを避けた運行計画の立案、低公害車の採用などにより環境面に配慮した収集・運搬体制を検討します。

また、施設内においてもごみの計量作業やごみの搬出作業等に時間を要することから、周辺道路への渋滞が生じないように配慮します。

さらに、待機中のアイドリングストップを推進し、周辺への騒音・振動の発生抑制に努めます。

第4節 余熱利用等の方針

焼却施設においては、地球温暖化防止に配慮して最大限に熱を回収するため、発電効率の高い発電機の導入を図るとともに、発生した電気は施設内利用の他、売電を行います。

第4章 計画の推進方策

第1節 費用負担

1 費用の負担方法

(1) 施設運営管理及びごみ処理等に係る経費

横須賀ごみ処理施設エコミル及び三浦市の最終処分場で行っているごみの広域処理に係る経費は、両市が搬入するごみ量の割合によりそれぞれの負担額を算出します。

第2節 推進・協力体制

1 役割分担

(1) 各市の役割

各市が独自に行うごみ処理は次のとおりです。

- ・ごみの収集及び広域処理施設までの運搬
- ・容器包装リサイクル法の対象物の資源化
- ・集団資源回収の推進
- ・植木剪定枝の資源化 など

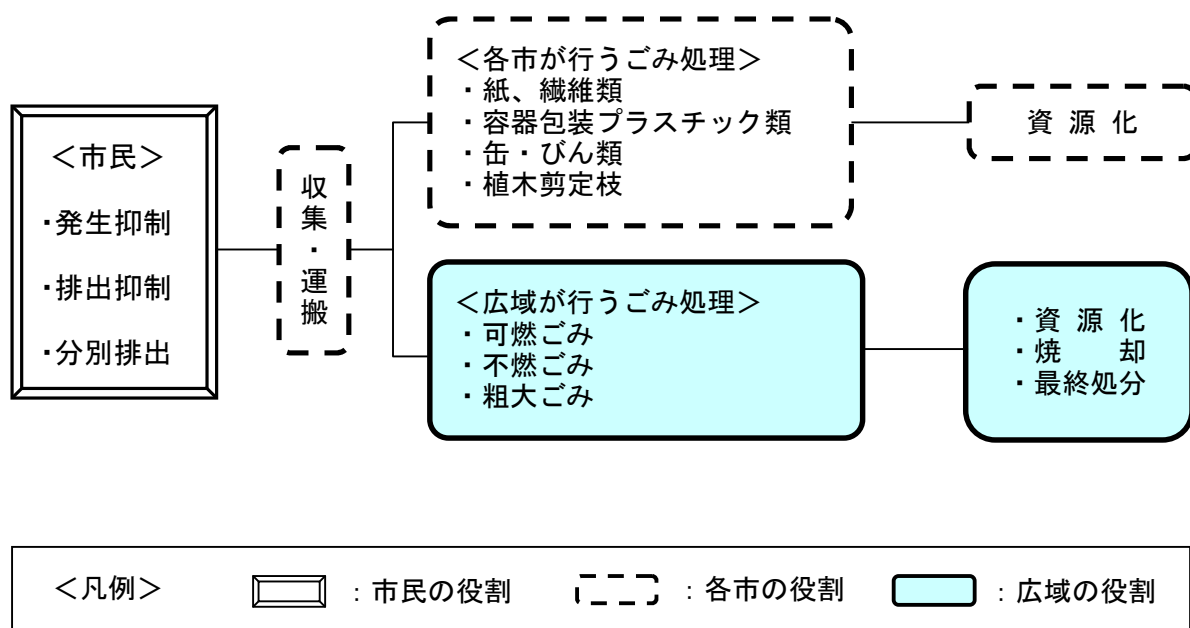
(2) 広域の役割

広域で行うごみ処理は、次のとおりです。

- ・可燃ごみの焼却
- ・不燃ごみの資源化と最終処分
- ・粗大ごみの資源化と処理 など

広域化における各市の役割と広域の役割に関する基本的な考え方を図3に示します。

図3 各市の役割と広域の役割



2 協力体制

2市によるごみ処理広域化を推進する体制は、事業の効率性などを考慮し、地方自治法上の「事務の委託」によるものとします。

3 広域処理施設の運営

横須賀ごみ処理施設エコミル（焼却施設、不燃ごみ等選別施設）及び最終処分場運営は、広域の事業として各市が役割を分担して行います。

4 処理施設の運営方法

広域処理施設の運営にあたっては、民間委託や既存のごみ処理施設従事職員の活用などを図ります。

第3節 計画の進行管理・見直し

1 計画の進行管理

横須賀三浦地域におけるごみ処理の円滑な推進のため、実施計画で定める各事業の進行管理を行います。

その実施状況について点検を行い、必要な補正等を行います。

第5章 資源化の計画

第1節 広域処理による資源化

1 広域におけるごみ処理

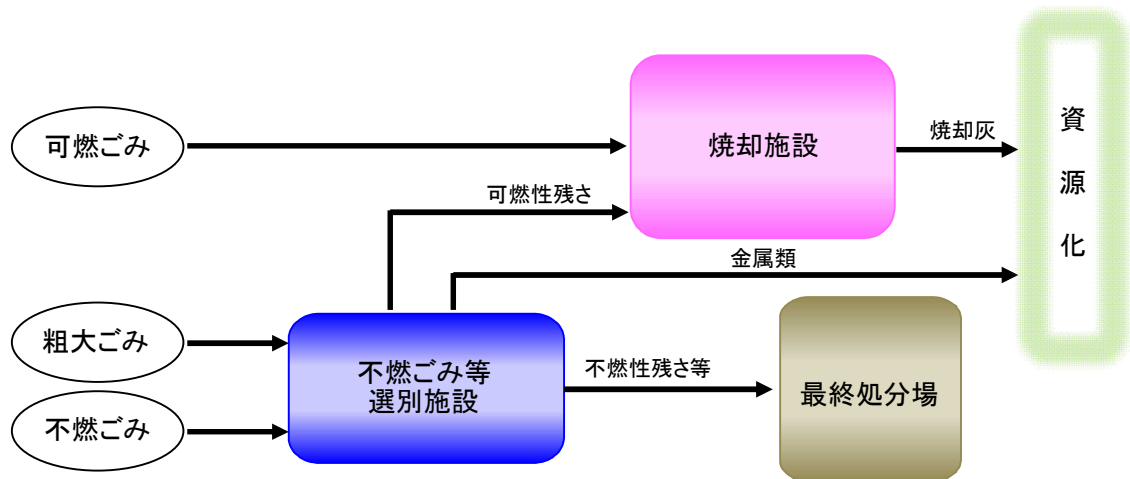
横須賀市、三浦市の2市では、今後、地方自治法上の「事務の委託」でのごみ処理の広域化により3Rを推進します。

広域化にあたっては、さらなる減量化・資源化を推進し、できる限り焼却施設や最終処分場への負荷の低減を図るよう、住民、事業者、構成市が協働して進めるものとします。

構成する2市において、減量化・資源化目標の達成が出来るよう、ごみの発生抑制、排出抑制及び分別排出の徹底を行うとともに、集団回収活動の推進や助成制度の周知による生ごみ堆肥化容器等の利用促進、観光ごみ対策を含めた環境教育、普及啓発活動などを通じて、3Rを実践し、循環型社会の形成を目指すこととしています。

また、広域処理における減量化・資源化施策として、不燃ごみ中の金属類の資源化を図るものとします。広域の処理システムを図4に示します。

図4 広域におけるごみ処理基本フロー



2 廃プラスチックのサーマルリサイクル

横須賀ごみ処理施設エコミルの稼働後（令和2年1月以降）は、家庭から出る廃プラスチック類（おもちゃ、文具類、バケツ、ビデオテープ、CDなど）を、不燃ごみから可燃ごみへ変更し、焼却処理（熱回収）を行っています。

3 広域による資源化

広域処理による資源化について表5に示します。焼却施設では焼却に伴って発生する熱を回収して、発電するなどのサーマルリサイクルを行います。

表5 広域による資源化

区 分	資 源 化 方 法	資 源 化 量 (t/年)
不燃ごみ・粗大ごみ (金属類)	マテリアルリサイクル	950
焼 却 灰	スラグ化・セメント化等	8,064

注：資源化量は、令和3年度 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画（横須賀市）における推計値です。

第6章 収集運搬計画

第1節 広域処理における収集、運搬

1 広域処理対象ごみの収集、運搬

各市は、各家庭から分別排出されたごみを収集し、市内の中継施設または横須賀ごみ処理施設エコミルへ運搬します。

中継施設に集められたごみは原則として大型車に積み替え、横須賀ごみ処理施設エコミルへ運搬します。

注：中継施設とは、三浦市が整備するごみの積替施設を言います。三浦市の広域処理対象ごみは、横須賀市の広域処理施設に直接運搬せずに、いったん三浦市内の中継施設に運搬します。

2 直接搬入ごみの受入

直接搬入ごみは、市内の中継施設または横須賀ごみ処理施設エコミルで受け入れます。

また、不燃ごみ等選別施設から排出される残さの最終処分場への運搬は広域の役割とします。

広域処理施設間における残さの運搬を表6に示します。

表6 広域処理施設間における残さの運搬

運搬元	運搬する残さ	運搬先
不燃ごみ等選別施設	不燃性残さ等	最終処分場
	可燃性粗大ごみ	焼却施設

第7章 中間処理・最終処分の計画

第1節 広域処理における中間処理、最終処分

1 処理システム

各市から排出される広域処理対象ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ）を適正に処理する施設運用を推進します。

最終処分までの広域処理システムの運用にあたっては、処理に伴う環境負荷の低減及び周辺環境との調和を図ります。

2 中継施設の整備

横須賀市に設置する焼却施設及び不燃ごみ等選別施設にごみを効率よく運搬するため、三浦市は中継施設を整備します。中継施設は、既存の廃棄物処理施設の改修使用等を含め検討します。

3 広域処理施設の概要

広域処理施設の概要を以下に示します。

(1) 焼却施設の概要

焼却施設では、可燃性粗大ごみ、可燃性残さ、直接焼却ごみを焼却処理し、サーマルリサイクルを行います。

焼却処理に伴って発生する熱を回収して、発電や施設内で温水利用を行い、余った電力は電力会社に売却します。

焼却処理後に発生する焼却灰については、民間委託により資源化を図ります。

名 称：横須賀ごみ処理施設（焼却施設）
所 在 地：横須賀市長坂5丁目 3878 番地ほか
敷地面積：約 12.5ha
施設規模：施設規模 360 t / 日
施設概要：処理方式 全連続燃焼方式
熱 利 用：発電等
処理フローは図5に示します。

(2) 不燃ごみ等選別施設の概要

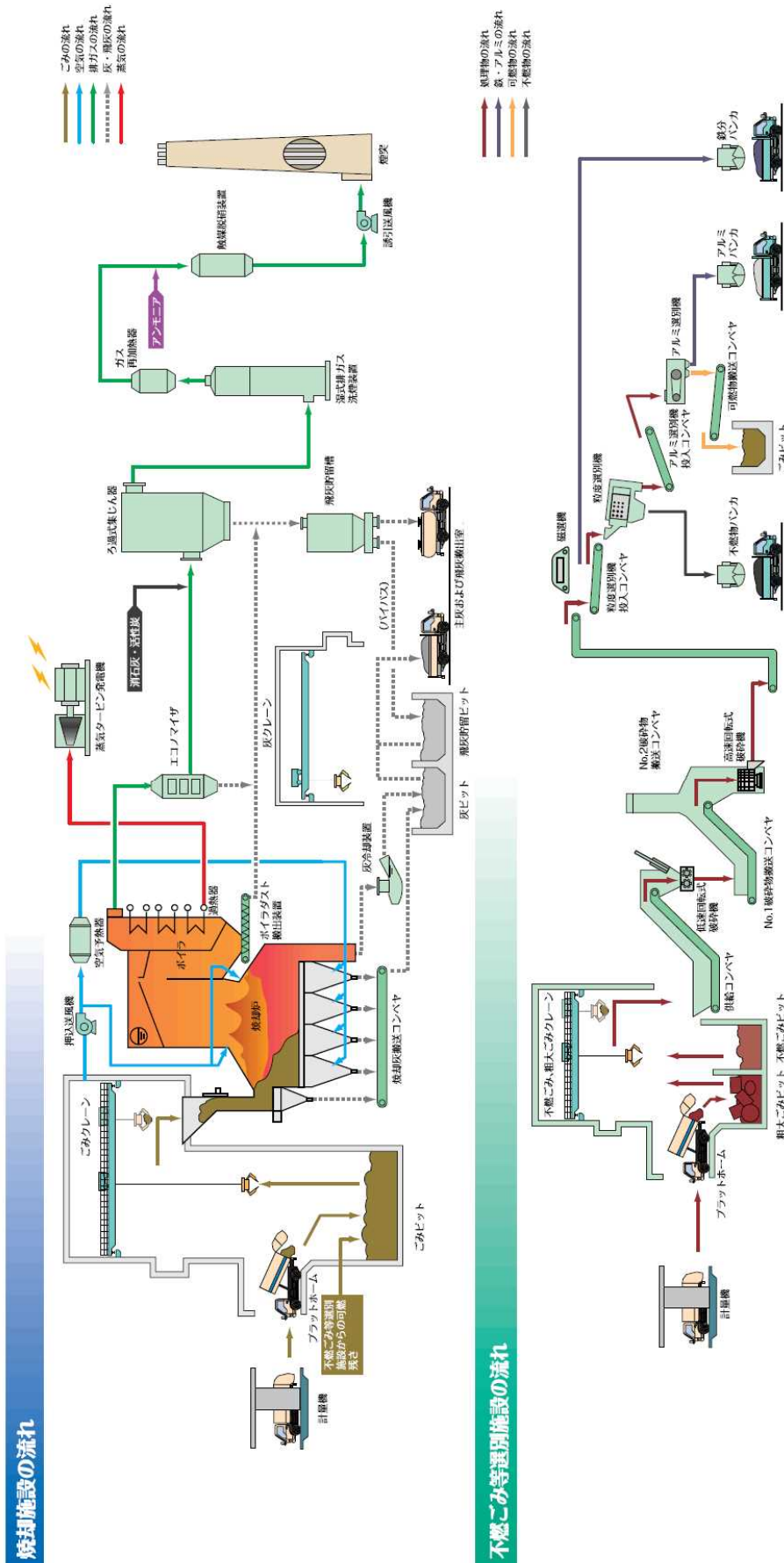
不燃ごみ等選別施設では、不燃ごみと不燃性粗大ごみを処理対象とし、破碎・選別処理を行います。

選別された金属類は資源化します。

可燃性残さは焼却し、不燃性残さ等は埋立処分を行います。

名 称：横須賀ごみ処理施設（不燃ごみ等選別施設）
所 在 地：横須賀市長坂5丁目 3878 番地ほか
敷地面積：約 12.5ha
施設規模：施設規模 30 t / 日
施設概要：処理方式 破碎・選別方式
処理フローは図5に示します。

図5 処理フロー



(3) 最終処分場の概要

最終処分場では、不燃ごみ等選別施設からの不燃性残さ等処理対象とし、埋立処分します。

最終処分場は、飛散防止などの理由から屋根付き（クローズド型）処分場とし、処理水は場内の散水用として循環利用します。

名 称：最終処分場

所 在 地：三浦市三崎町六合字堂ヶ島 1848 番 1 外

敷地面積：26,180 m²

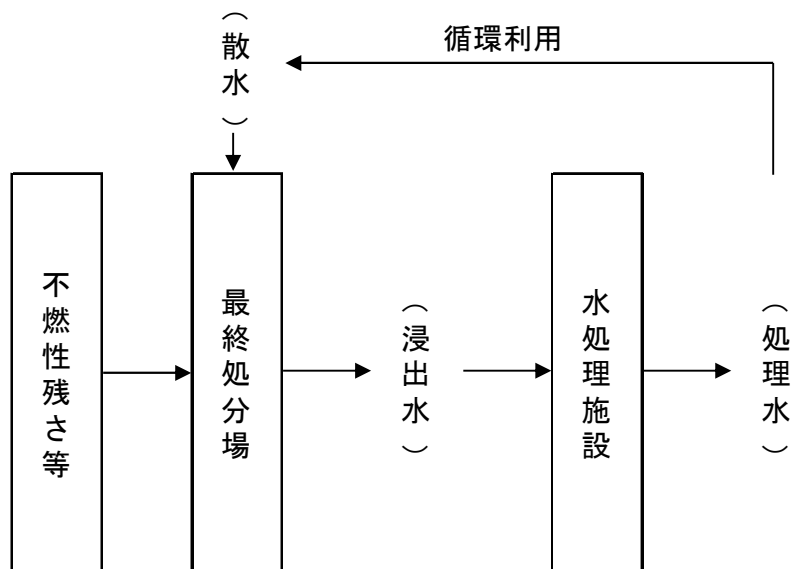
施設規模：施設規模 48,900m³

施設概要：処分場形式 屋根付き（クローズド型）処分場

埋立対象物：不燃性残さ等

処理フローは図 6 に示します。

図 6 最終処分場の処理フロー



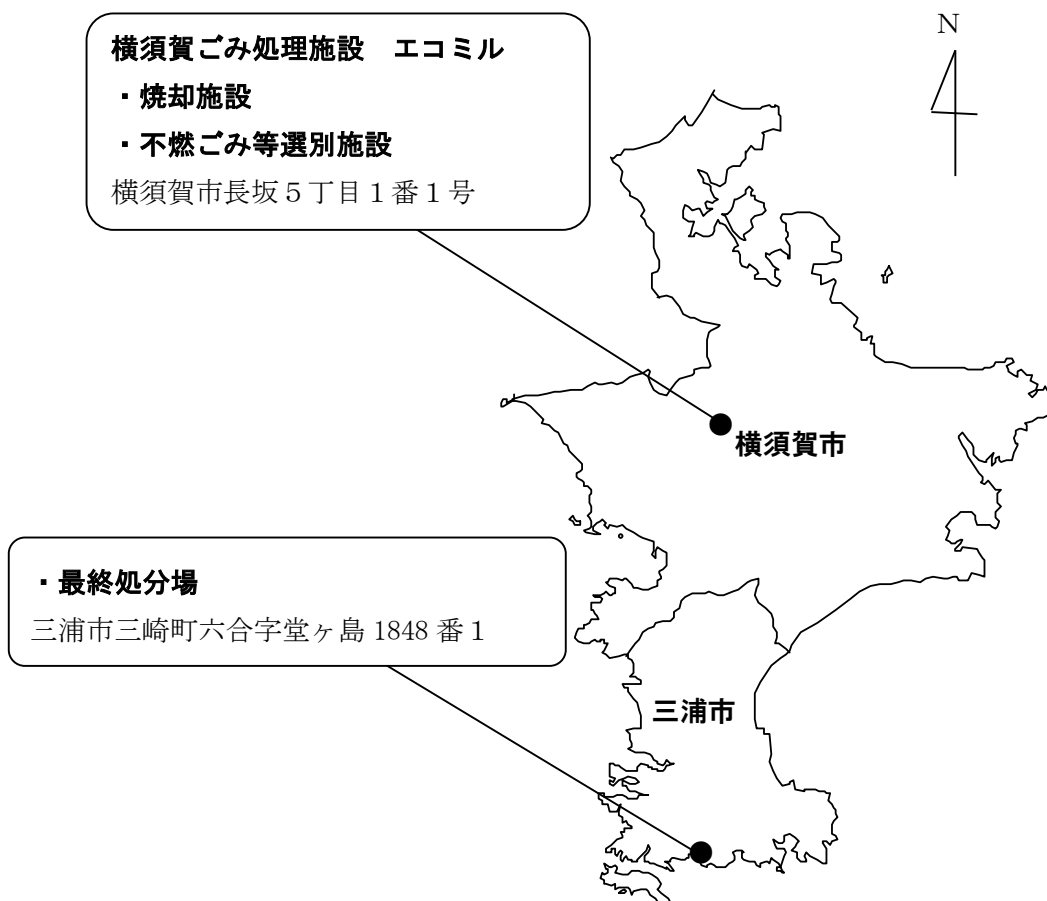
第8章 施設の配置

第1節 広域処理における施設の配置

焼却施設、不燃ごみ等選別施設及び最終処分場の運営は、広域の事業として各市が役割を分担して行います。

事務の委託により整備する廃棄物処理施設は、横須賀市に「焼却施設」、「不燃ごみ等選別施設」、三浦市に「最終処分場」を設置しています。各市に配置する広域処理施設を図7に示します。

図7 横須賀三浦地域内広域処理施設立地状況



横須賀市三浦市ごみ処理広域化実施計画

横須賀市役所

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

資源循環部 資源循環政策課

電話 046(822)8419 FAX 046(824)5630

e-mail lege-le@city.yokosuka.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/>

三浦市役所

〒238-0298 三浦市城山町 1 番 1 号

都市環境部 廃棄物対策課

電話 046(882)1111 (内線 295) FAX 046(881)7172

e-mail kankyou0301@city.miura.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.city.miura.kanagawa.jp/>